

多可町八千代区小学校統合準備委員会設置要綱

平成26年3月28日
教育委員会告示第2号

(設置)

第1条 多可町立八千代南小学校、八千代北小学校及び八千代西小学校の統合にあたっての課題等の検討及び調整を行い、新学校への円滑な移行を推進するため、多可町八千代区小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項を調査検討し、その結果を多可町教育長に報告するものとする。

- (1) 新学校の校名・校歌・校章・校旗等に関する事
- (2) 通学方法等に関する事
- (3) PTA組織等に関する事
- (4) 学校備品の整備に関する事
- (5) 式典行事に関する事
- (6) その他統合に必要な事項

(組織)

第3条 準備委員会は、25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 地域の代表者
- (2) 八千代区各小学校及びキッズランドやちよの保護者代表
- (3) 八千代区各小学校の校長
- (4) 識見を有する者

3 委員の任期は原則として統合の日の前日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 準備委員会に委員長及び副委員長2人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ決めておいた順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第5条 準備委員会の会議は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第6条 準備委員会に次の専門部会を置き、第2条に定める事項について、調査検討を行い、その結果を準備委員会に報告するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) 通学部会
- (3) PTA部会
- (4) 教育・事務部会

2 専門部会は、準備委員会委員及び次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 八千代区の小学校及びキッズランドやちよの保護者
- (2) 八千代区の小学校に在職するもの
- (3) 八千代区に住所を有するもの
- (4) 識見を有する者

(専門部会の部会長及び副部会長)

第7条 各専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、部会員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、各専門部会を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

第8条 専門部会の会議は第5条の規定を準用する。

(庶務)

第9条 準備委員会の庶務は、こども未来課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。